

令和7年度 第1回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

令和7年10月22日（水）10:15～10:55
エルガーラホール7階 中ホール2

2 出席者

(委員) 森田委員長、八尋副委員長、阿部真之助委員、あべひでき委員、
梅山委員、乙津委員、茅鳴委員、田中委員、福田委員、于委員
(事務局) 経済観光文化局 吉田局長
白木文化まつり振興部長
矢口屋台課長
縣屋台振興係長
保健医療局 平野食品安全推進課長
住宅都市みどり局 小山みどり運営課長
道路下水道局 廣瀬路政課長
博多区 渡邊管理調整課長
中央区 橋詰管理調整課長

3 議題

議題1：委員長、副委員長の選任について
議題2：会議の公開について
(その他)：宣誓について
報告：屋台施策の状況について
議題3：公募屋台の更新について
議題4：審査部会の委員について

4 議事

(事務局)

経済観光文化局長の吉田でございます。
本日はご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
また、委員の職をお引き受けいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。
さて、昨年度、選定いただきました6軒の屋台が営業を開始し、順調に営業を続けております。
これまでに5回の公募を実施してまいりましたが、伝統的なメニューや外観、内装の屋台に加え、工夫を凝らした新しい形の屋台の開業にも繋がり、福岡市が、国内外

から旅行先として選ばれる大きな原動力となっております。

引き続き、屋台が市民や観光客に愛される存在となり、また、将来に屋台を残していくために、委員の皆様のお力添えを賜りながら、魅力を更に高めていきたいと考えております。

本日は、公募の屋台の更新審査を中心に、ご議論いただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議題1 委員長、副委員長の選任について

(事務局)

それでは、議事に入らせていただきます。

議題1「委員長、副委員長の選任について」でございます。

屋台基本条例施行規則第28条の規定により、委員長、副委員長は、選定委員の互選により定めることになっております。

どなたかご推薦はございますか。

なければ事務局案をご提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

事務局案としましては、前期に引き続き、委員長を森田委員、副委員長を八尋委員、にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

皆さまのご承認をいただきましたので、委員長を森田委員、副委員長を八尋委員にお引き受けいただきたいと思います。

それでは、森田委員長、八尋副委員長は、委員長席、副委員長席にご移動ください。

以後の議事の進行は、森田委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(委員長)

委員長に就任しました森田です。

屋台が福岡のまちに賑わいをもたらすよう、引き続き、屋台選定委員会を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

八尋副委員長からもお願ひいたします。

(副委員長)

副委員長となりました八尋です。

引き続き、屋台がより良いものになるよう力を尽くしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議題2 会議の公開について

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

議題2「会議の公開について」ですが、本日の議事はいずれも個人情報を含んだ議論にならないと思われますので、全て公開で進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

それでは、本日の会議は全て公開で進めます。

その他 宣誓について

(委員長)

続きまして、「宣誓について」です。

本日の会議では、公募屋台を更新するかどうかの審査について議論していただく予定です。

公平な審査を行うため、審査する側である私たち委員が、審査される側である公募屋台と接触しないことを、今からお配りする宣誓書によって表明していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

それでは、事務局がお配りする宣誓書への署名をお願いします。

なお、同じく審査する側である事務局職員については、既に宣誓書に署名していましたのであります。

署名していただけましたでしょうか。

それでは、事務局は宣誓書を回収してください。

報告 屋台施策の状況について

(委員長)

それでは、次の議事に移ります。

「屋台施策の状況について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

屋台課長の矢口と申します。私から「屋台施策の状況」を報告させていただきます。

右上に資料1と記載している資料をご覧ください。

まず、「屋台軒数の推移」でございます。

昨年5月の会議でのご報告からの変化について、説明いたします。

屋台の総数でございますが、101軒から102軒へと1軒増加しました。

屋台軒数推移のグラフの下に、増減の内訳を掲載しておりますが、第5回公募の新規開業で6軒の増、廃業で5軒の減となっております。

廃業理由でございますが、既存屋台4軒のうち、2軒は営業者の死亡、残り2軒は体調不良です。

また、第4回公募屋台が1軒、日々の営業の大変さが想像を超える、体力的に継続困難となったとの理由で廃業しました。

公募の際は、先輩屋台の体験談をホームページに掲載したり、屋台従事体験の機会を提供するなど、営業の大変さを知っていただく工夫を実施しておりますが、今後の公募の際には、さらなる工夫を検討致します。

続きまして「第5回公募屋台の概要」です。

合格者6名が無事に営業を開始し、どの屋台も、市民の皆様や観光客へのおもてなし、福岡の魅力向上に向け、意欲的に営業しております。

委員の皆様におかれましては、営業者の選定にご尽力いただき、ありがとうございました。

各屋台のメニューと過去の公募実績は記載のとおりでございますので、のちほどご確認いただければと思います。

続きまして、資料の右側をお願いします。

屋台の魅力向上について、主な取組状況をご説明します。

1点目は「屋台のLINE公式アカウントの利便性向上」でございます。

営業中の屋台が分かる仕組みですが、各屋台が電球を点灯させると、その信号がインターネットを介して公式アカウントに届き、「本日営業」という情報を表示するというものです。

長浜屋台街で試行した結果、利用者から便利とのお声をいただきましたので、昨年7月に、全屋台に拡大しました。

そのほか、「現在地」や「グルメ」など、条件に応じて屋台を検索できる機能を追加し、屋台情報を調べやすくなりました。

2点目ですが、普段、屋台を利用されない市民の皆様にも屋台の魅力を感じていただけるように、プロモーションを実施しております。

写真を掲載している myYATAI 診断ですが、自分に合う屋台が分からないという方に向けた公式アカウントの新機能として、屋台でどんな楽しみ方をしたいか、簡単な質問にお答えいただくと、その方に合いそうな屋台をご紹介します。

また、11月に地下鉄とタイアップして、屋台列車を運行する予定です。

地下鉄車内を屋台のPR広告で埋め尽くしてグルメ雑誌のような雰囲気を創り出し、屋台に行ってみたいと感じていただけるようにしたいと考えています。

そのほか、空港国際線の観光案内所に屋台コンシェルジュを設け、海外観光客に、屋台では席を譲りあうとか、狭いので荷物は預けて行った方が良いなど、屋台の利用

マナーなどを案内し、地元客や国内観光客とともに、屋台を楽しむことができるよう取り組んでおります。

最後に「屋台特集記事」でございます。

屋台を安心して楽しんでいただくために、観光情報サイトに、屋台の衛生的な営業環境をイラスト交えて紹介する記事や、第5回公募屋台の特色を伝える記事を掲載しました。

屋台施策の状況は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

(委員長)

ただいま、屋台施策の状況について報告がございました。

こちらは何かを決定する内容ではありませんが、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

ご質問等がないようですので、「屋台施策の状況について」は、以上とします。

議題3 公募屋台の更新について

(委員長)

次の議事に移ります。

議題3 「公募屋台の更新について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、右上に資料2と記載がある資料をご覧ください。

この資料の内容は、2年前に実施した「公募屋台の更新」と基本的に同じでございますので、簡潔に説明させていただきます。

それでは、「公募屋台の更新とは」をご覧ください。

公募屋台の営業期間は最長10年ですが、営業開始当初から10年が認められている訳ではありません。

1つ目の○に記載のとおり、営業開始から3年目と5年目の2回、営業状況を審査し、更新が適当と認定された場合は、延長できる仕組みとなっています。

この審査の仕組みが、更新審査です。

今回、皆様には、2つ目の○に記載のとおり、今年度が営業開始から3年目と5年目の公募屋台のうち、来年4月以降の継続希望者への更新審査の実施をお願いします。

次に、「2 更新審査の概要」をご覧ください。

今回の対象者は、第3回公募屋台4名、第4回公募屋台12名のうち、更新申請を行った15名でございます。

申請されなかった1名は、第4回公募屋台の方です。

従業員を確保できずに4月から休んでおられたのですが、確保の見通しが立たないということで、更新は見送ることでした。

次に、審査方法は、資料右側に記載しております、更新時の考慮事項に係る審査部会による面接となります。

審査部会の委員については、次の議題にてご審議をお願いします。

なお、交通遮断など、やむを得ない事情がある場合を除き、面接への遅刻は更新申請を却下することになりますので、更新申請者への注意喚起を徹底してまいります。

次に、右上の「3 更新審査の考え方」をご覧ください。

更新を認定しない方について、2つポイントがございます。

1つは、申請時の資格を有していない方です。

下に記載のとおり、税を滞納している場合、暴力団員等との関係がある場合は、更新する資格がありませんが、今回の申請者は全員、資格があることを事務局にて確認済みでございます。

もう1つは、「更新時の考慮事項」に基づく「一定の事実」が認められ、対策ができていない方、つまり、適切な営業が期待できない方です。

更新時の考慮事項は4点ございまして、それぞれの「一定の事実」の内容を下の表にまとめておりますので、ご覧ください。

1点目でございますが、文書による指導または処分を受けたことを一定の事実とします。

2点目でございますが、過去の営業状況です。

屋台の効用を発揮するため、できるだけ営業していただきたいことから、目安として、週3日未満であることを一定の事実とします。

3点目でございますが、営業計画の実現の程度です。

公募応募時に、収支計画や取組み予定などを提出していただいております。

その内容をどの程度実現できているかについて、営業者からの毎年の報告内容も交えて面接を行い、計画と明らかに異なる状況がある場合に、一定の事実とします。

最後に、4点目でございますが、屋台の効用発揮や魅力向上の状況です。

同じ苦情が複数寄せられて、注意喚起したにも関わらず、引き続き同じ苦情が寄せられるなど、適切な営業に反することが明らかな状況がある場合に、一定の事実とします。

以上4点をポイントに面接を行い、「一定の事実」についての原因分析と対策ができていない場合は更新不可、つまり令和8年度以降の営業ができないということになります。

続きまして、右上に資料3と記載がある資料をご覧ください。

更新審査のスケジュールでございます。

本日の会議は、10月のところに赤で記載している選定委員会①です。

今後の動きとしましては、11月に、審査部会において面接を実施した上で、更新するかどうかの案を策定していただき、12月に開催予定の選定委員会②において決定

していただく流れとなります。

更新申請者に審査結果を通知した後、特に何もなければ、来年4月から新たな期間で営業することができます。

しかし、4月を迎える前に、文書指導を受けたなど「一定の事実」が発生した場合は、委員長・副委員長に追加審査の実施について、相談をさせていただきます。

スケジュールは以上ですが、下には参考に、第3回、第4回公募屋台の営業期間を掲載しております。

第3回公募屋台は、今回の更新審査で営業期間の延長が認められれば、令和12年度まで5年延長となります。

また、第4回公募屋台は、令和9年度まで2年延長となり、10年度以降も営業を希望する場合は、9年度に2回目の更新審査を受けていただくこととなります。

いずれの屋台も、10年経過後も引き続き営業を希望する場合は、再度公募に合格する必要があります。

また、右隣は更新申請者一覧です。

お手元の屋台マップにも地区名を掲載しておりますので、営業場所などはのちほどご確認ください。

議題3の説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

(委員長)

以上の説明について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

更新時の考慮事項に基づく一定の事実に、著しく営業日数が少ないとありますが、営業日数はどのように確認されているのですか。

(事務局)

区役所の管理調整課がほとんど毎日巡回して営業状況を確認しておりますので、その実績をもとに計算しております。

(委員)

回答を聞いてがっかりしました。先ほどの屋台のLINE公式アカウントで電球をつけたら営業中と分かる仕組みがあるにも関わらず、巡回で確認するというアナログなことをやっていてはダメだと思います。そのために区役所の職員が働いているわけではないので、何のために公式LINEをつくったのかをよく考えて活用してもらいたいということを、意見として伝えておきます。

それともう一つ。収支状況が赤字であるというのは、季節によって売上が落ち込む期間もあると思いますが、これまでのトータル期間での判断なのか、それとも一定期間での判断なのかを教えていただきたい。

(事務局)

赤字の判断についてのお尋ねでございますが、営業者からご提出いただく営業状況報告書では、収支は年間のものとなっております。しかし、ご指摘がございましたように、赤字の原因は、時期的なものなのか、経営方法の問題なのか、様々あると考えられますので、その点は、面接のなかで委員の皆様に確認いただいてのご判断になると考えております。

(委員)

分かりました。

(委員)

先ほどの質問に関連して、営業日数の基準を週3日未満とした根拠と、週2日でも営業時間が長い屋台もあるかと思いますが、週何時間とかを基準にしなかった理由について教えていただきたいと思います。

(事務局)

営業日数の基準を週3日としている理由でございますが、1週間7日のうち、週5日働いておられるというのが一般的かと思います。その点を前提とし、屋台は雨による突発的な休みがございます。福岡市における降水日数を調べたところ、年間の3割が雨天という状況になっております。また、体調が悪い場合は、屋台は代理の店長を立てることができず本人が必ず営業しないといけないということがございますので、屋台を休みにしなければなりません。それらの諸々を勘案しまして、週3日というところが最低限の目安になるのではないかと考え、設定したところです。

営業時間については、道路や公園の占用時間が夕方5時から翌朝4時までとなっております。準備ができたところから営業を開始するというのが屋台のスタイルとなっておりますが、何時から何時まで営業するかというのは、それぞれの従業員数などにも左右されるものでございますので、その部分を一定の事実とするのか、また、営業時間を日数としてどう換算するのか、というところの仕組みはない状況でございます。

(委員)

分かりました。

(委員)

屋台の魅力向上について、屋台のLINE公式アカウントはいつから開始されたのでしょうか。

(事務局)

屋台のLINE公式アカウントを開始しましたのは、もともと長浜屋台街が復活したタイミングで長浜が少し離れた場所にございますので、皆様に営業しているのかどうかについて分かる仕組みがあった方がいいということで、令和5年6月末から運用を開始しております。

(委員)

ありがとうございます。現在の登録者数はどのくらいでしょうか。

(事務局)

登録者数は、令和7年10月1日時点で46,416人のご登録をいただいております。

(委員)

ちなみに登録者の住所分布も分かるのでしょうか。

(事務局)

LINEさんと共同で運営をしておりますので、技術的に可能かどうか確認してみないと分からぬ状況でございます。

(委員)

先ほど話に出ました屋台に設置された電球ですが、これは全ての屋台に設置されたということですが、いつからでしょうか。

(事務局)

全ての屋台に設置して確認ができるようになったのは、令和6年7月末からでございます。

(委員)

ということは約1年経つということですね。先ほどご意見がありました営業日数の確認というのも、もともとはサービス向上の一環として屋台のLINE公式アカウントを運用されているのかと思いながらも、職員が実際に巡回しているという目的は営業日数の確認とは別に各屋台の営業状況を確認することもあるのではないかというのは推察するところではあります。実際に巡回されるなかで、衛生状況はどうなのか、適正な接客管理ができているのか、そういう肌感で感じることというのも非常に多いかと感じております。ただし、副次的に電球で確認ができる以上は、日数を確認する際の参考ツールとして使われてもいいのかなと感じているところです。

やはり更新時の考慮事項は非常に大事だと感じています。特に4番目の魅力向上の状況について、今これだけ屋台が全国、また全世界で屋台の魅力が発信されているなかで、全体のイメージを崩されるような行為、行動があると、非常にシティプロモーションとしてのダメージが大きくなるので、このあたりは慎重に、巡回の際にしっかりと目を光させていただいて、考慮事項に該当するかどうかについて、屋台基本条例を制定してせっかく盛り上がっているところでありますので、しっかり調査というか見守りを行っていただければと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

屋台の魅力を発信して維持していくためには、やはり、日頃の営業状況をしっかりと把握し、何かあったときには改善ができるようアドバイスを積極的にやっていく必要があると思っておりまして、日頃の巡回というのは、違反や苦情の状況も含めてしっかり区役所の皆さんに頑張って確認をしていただいているところでございます。我々の方にもまれに、お電話等でお声が届く場合もございます。屋台を特定できる場

合には直接連絡しておりますし、特定できない場合も組合を通じて問合せがあったことをしっかりと周知して注意喚起をしているところでございます。さらには年に1回、営業ルールを再確認するための講習会を実施しておりますので、そういった場も活用して注意喚起を行い、より良い営業となるよう取り組んでいるところでございます。

(委員)

ありがとうございます。

ご苦言や注意が多い雰囲気になっておりますが、良いこともいっぱいあると思います。例えば、お褒めの言葉があったときには、しっかりとお伝えしていただいて、屋台営業のモチベーションに繋がるようなフォローをぜひお願いしたいと思っております。

(委員)

今回1名の方が人材不足が理由で更新されなかったということですけれども、営業者が日常的に衛生管理や集客、収支について気軽に相談できる窓口があれば教えてください。

(事務局)

営業状況の相談の窓口ということですけれども、屋台専門ということでいえば、我々屋台課にまずはお尋ねいただいて、他の屋台の営業状況など我々が知っている情報で、ご相談いただいた屋台の営業の改善に役立てられそうな情報があれば、提供させていただいております。

ただし、さらに踏み込んだ専門的な話になってまいりますと、我々屋台課の職員は経営相談の専門家ではございませんので、他の中小企業と同じく中小企業サポートセンターをご案内するなど、一般的な対応となりますが、そういった対応で備えているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

他に何かございますか。

ご質問等がないようですので、資料2・資料3の記載のとおりに、公募屋台の更新審査を進めるということでよろしいでしょうか。

議題4 審査部会の委員について

(委員長)

次に、議題4「審査部会の委員について」です。

屋台選定委員会の運営要領によりますと、委員長が審査部会の委員を指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

審査部会の委員でございますが、昨年度と同様に、梅山委員、乙津委員、八尋委員、

于委員、そしてわたくし、森田の5名で構成したいと考えております。

市議会議員の委員の皆さまは、市政全般に係る知識をお持ちですので、面接などの個別の審査ではなく、選定委員会の場において全般的、総合的な評価をいただきたいと思います。

同様に、阿部 真之助委員におかれましても、福岡市食品衛生協会会長であり、市議会議員でもいらっしゃることから、個別の審査ではなく、全般的、総合的な評価をいただきたいと思います。

また、茅嶌委員におかれましても、福岡市自治協議会等7区会長会を代表されて、委員にご就任いただいておりますので、個別の審査ではなく、選定委員会の場において、全般的、総合的な評価をいただきたいと思います。

「審査部会の委員について」は、以上のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

続きまして、屋台選定委員会の運営要領によりますと、審査部会の部会長、副部会長については、部会委員の互選によるとされておりますので、本日この場で、部会長、副部会長を選任しておきたいと思いますが、部会委員のどなたか、ご推薦はござりますか。

なければ、私からご提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

私からは、昨年度と同様に、部会長を八尋委員に、副部会長を乙津委員に、お願ひしたいと考えていますが、部会委員の皆さま、いかがでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

それでは、部会長を八尋委員、副部会長を乙津委員に、お引き受けいただきたいと思います。

議題4について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

ご質問等がないようですので、議題4を終了いたします。

(委員長)

本日予定されていた議事は以上となります、これまでの議論を含めて、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

実はわたくし、9月から10月にかけての福岡市議会決算議会で屋台施策について取り上げて質問をさせていただきました。

そのなかで、予算も決算も年々額が増えて施策がとても充実しており、引き続きこの調子で頑張っていただきたいなというのが一つと、そしてもう一つが、実はひょんなことから南区の弥永西小学校というところで、社会科の授業を活用して、6年生が屋台について学ぼうというような取り組みがありました。そこで講師として授業をさせていただく機会をいただいたのですけれども、子どもたちも屋台について、観光資源としての価値や経済的な位置づけなど、非常に肯定な認識をされているというなかで、自分も屋台に行ってみたい、もっと身近にあったらな、という話がありました。まず、学校で子どもたちが屋台について学ぶ機会があることは良いことだなと思いますし、そういう声かけもぜひやっていただきたいなということと、その際に本市の屋台課の皆さんのが、かなり積極的に情報提供をして、子どもたちの学びに対してかなりサポートしていたということを、屋台選定委員の皆さんにお伝えできればと思っていました。

ぜひこれからも屋台のますますの発展にお力添えいただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。励みにさせていただきます。

(委員長)

先日、屋台公募制度が2025年度グッドデザイン賞のベスト100に選定されております。非常に名誉で励みになることですので、委員の皆様に情報共有させていただきます。

デザインというと、物や形をイメージすると思いますが、社会の仕組み、特に地域づくりとか人々の繋がりなどにもデザインの価値が見いだされてきておりまして、福岡ならではの仕組みが高く評価されて受賞に繋がったことは、素晴らしいことだと思います。

おめでとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員長)

他に何かございますか。

他にないようでしたら、本日の審議はこれで終了したいと思います。では、進行を事務局へお返しします。

(事務局)

森田委員長、議事進行ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、屋台選定委員会を終了させていただきます。

本日はご審議をいただき、誠にありがとうございました。